

北九州市子支第495号
平成21年8月11日

北九州市医師会
会長 上野 陽右 様

北九州市子ども家庭局子ども家庭部
子育て支援課長 小松 美恵子
北九州市保健福祉局障害福祉部
障害福祉課長 鹿村 修

北九州市乳幼児医療証、重複障害者医療証及びひとり親（旧母子）家庭等
医療証の更新について（お知らせ）

平素から本市の福祉医療制度につきまして、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

平成21年10月に福祉医療の制度改正を行いますので、改正に合わせて下記のとおり医療証の更新をいたします。乳幼児医療証、ひとり親（旧母子）家庭等医療証は、それぞれ2種類になります。

つきましては、参考までに周知のためのポスターを送付しますので、よろしくお取り扱いください。お問い合わせください。

なお、別途、各区の医師会様あて、全員様への周知依頼と併せてポスターを配達（8月20日予定）しています。
ご質問等ございましたら、担当までご連絡ください。どうぞよろしくお願いいたします。

記

1 更新する医療証

	乳幼児医療証 (0~2歳)	乳幼児医療証 (3歳~就学前)	ひとり親家庭等 医療証	ひとり親家庭等 医療証(専用)
更新時期	平成21年10月1日	平成21年10月1日	平成21年10月1日	平成21年10月1日
医療証の色	水色	白色 (赤色字)	うぐいす色	オレンジ色
有効期間 (※年齢到達による制限がある場合は、その有効期間)	平成21年10月1日 から 3歳到達月の末日 まで	平成21年10月1日 から 平成22年9月30日 まで	平成21年10月1日 から 平成22年9月30日 まで	平成21年10月1日 から 平成22年9月30日 まで

	(前) 重複障害者 医療証	(後) 重複 障害者医療証
更新時期	平成21年10月1日	平成21年10月1日
医療証の色	白色 (青色字)	白色 (黒色字)
有効期間 (※年齢到達による制限がある場合は、その有効期間)	平成21年10月1日 から 平成22年9月30日 まで	平成21年10月1日 から 平成22年9月30日 まで

※ 年齢到達による制限がある場合、各月1日生まれは誕生日の前月末日までが期限となります。

※ 自己負担については、医療証に記載しています。

<連絡先>

北九州市子ども家庭局子育て支援課
北九州市保健福祉局障害福祉課
担当：中島（両課兼務）
TEL 582-2410

（北九州市福祉医療制度改正概要）

【平成21年9月以前】

【平成21年10月以降】

乳 幼 児 等 医 療 費 支 給 制 度	対象者	0歳～小学校就学前	0歳～小学校3年生
	自己負担	なし	※ 小学校1～3年生は入院のみ対象…払い戻し

小学校1年生～3年生：1箇月被保険あたり

入院1日500円(月上限7日)

ひとり親家庭等医療費支給制度	対象者	母子家庭の母と児童 父母のない児童 一人暮らしの寡婦	母子家庭の母と児童 父子家庭の父と児童 父母のない児童 *一人暮らしの寡婦(経過措置対象者のみ平成23年9月まで) ※新規申請は受付できません
	自己負担	初診料・往診料 訪問看護基本利用料の1割 (月上限8,000円を超えた場合は払い戻し)	1箇月被保険あたり 通院：800円／月(上限) 入院：500円／日(月上限7日) *一人暮らしの寡婦(経過措置) 1箇月被保険あたり 平成21年10月～平成22年9月 通院：1,000円／月(上限) 入院：12,000円／月(上限) 平成22年10月～平成23年9月 通院：2,000円／月(上限) 入院：24,000円／月(上限)

重度障害者医療費支給制度	対象者	身体障害者手帳1・2級 療育手帳A	身体障害者手帳1・2級 療育手帳A 精神障害者保健福祉手帳1級(精神病床への入院は対象外)
	自己負担	訪問看護基本利用料の1割 (月上限8,000円を超えた場合は払い戻し)	訪問看護基本利用料の1割 (月上限8,000円を超えた場合は払い戻し)

※ 下線部分を変更

※ 所得については、扶養親族一人につき38万円加算。

《改正内容について》

【乳幼児等医療費支給制度】

(1) 対象者

小学校就学前から小学校3年生まで拡大しますが、小学校1年生から3年生は入院医療費のみ助成します。

(2) 自己負担

小学校就学前までの乳幼児は、通院、入院とも自己負担はありません。

小学校1年生から3年生は、区役所での償還払いとなります。一般の方同様、自己負担額（保険診療の3割）を徴収してください。

(3) 医療証

0歳から2歳までの乳幼児の医療証（水色）を分け、3歳の誕生日の末日まで有効とします（年に一度の切替を行いません）。3歳から小学校就学前までの医療証の変更はありません。

※ 小学校1年生から3年生までは医療証を交付しません。

【ひとり親家庭等医療費支給制度】

(1) 対象者

父子家庭の父と児童が対象に加わります。

一人暮らしの寡婦は、平成23年9月までの段階的な経過措置の後は、助成対象外となります。

(2) 自己負担

1医療機関ごとに、通院は1ヶ月800円、入院は1日500円（月7日まで）が上限となります。

一人暮らしの寡婦は、平成21年10月から平成22年9月までが通院は1ヶ月1,000円、入院は1ヶ月12,000円、平成22年10月から平成23年9月までが通院は1ヶ月2,000円、入院は1ヶ月24,000円がそれぞれ上限となります。

(3) 医療証

医療証の色が、一人暮らしの寡婦はオレンジ色、それ以外はうぐいす色になります。また、表面に自己負担額を記載しています。

【重度障害者医療費支給制度】

(1) 対象者

精神障害者保健福祉手帳1級の方が加わります。

(2) 自己負担

これまでと変更ありませんが、訪問看護基本利用料の1割を徴収してください。1ヶ月の上限8,000円を超えた場合は、区役所での償還払いとなりますので、ご注意ください。

また、精神障害者保健福祉手帳1級の方の精神病床への入院医療費は、助成対象外ですので、自己負担となります。

(3) 医療証

変更はありませんが、表面に自己負担額を記載しています。

(4) 診療報酬明細書（レセプト）

精神病床への入院の場合、社会保険分のレセプトの本市への提出分（複写分）の下部に、『精入有』の表記をしてください。

【その他】

- ・ 各制度とも薬局での自己負担はありません。
- ・ 各医療証は、毎月必ず受給者から提示してもらい、住所・氏名、有効期間、受給者番号等を確認してください。前回確認した医療証の有効期間中でも、新しい医療証を交付されていることがあります。
- ・ 診療報酬明細書（レセプト）が社会保険（全国健康保険協会・各健康保険組合等）から返戻になった場合、本市へ連絡してください。本市提出分のレセプトを返戻します。社会保険へ返戻された場合は本市へレセプト返戻の連絡がなく、本市で社会保険から返戻されたことは把握できませんので、ご注意ください。
- ・ 社会保険へ提出のレセプトの余白部分に、手書き、ゴム印等で『乳母親育り』の記載をお願いします。本市で作成していないレセプトで提出される場合、保険者提出分のレセプトには「乳母（親）」の表示がないため、福祉医療受給の方とわからないというご意見を保険者からいただいております。